東京大学大学院新領域創成科学研究科組織運営規則

平成１６年４月１日
役員会議決
東大規則第６０号
沿革

（目的）

第１条　この規則は、東京大学大学院新領域創成科学研究科（以下「研究科」という。）における学融合を円滑ならしめ、かつ、学術経営を推進することを目的として、東京大学基本組織規則（以下「基本組織規則」という。）に定めのあるもののほか、研究科の組織及び運営に関して必要な基本的事項を定めるものとする。

（研究系、専攻、講座、附属施設及びコース）

第２条　研究科に、別表１に掲げる研究系、専攻及び講座を置く。

２　研究科に、基本組織規則第４４条の規定に基づき、教育又は研究のために別表１－２に掲げる附属施設を置く。

３　前項のほか、研究科に必要に応じ附属施設を置くことができる。

第３条　別表１のメディカル情報生命専攻に、別表２に掲げるコースを置く。

第４条　研究科の教育研究は、別表３に掲げる教育研究部局等の協力を受けて実施する。

２　前項のほか、研究科の教育研究は、別表４に掲げる機関の協力を受けて実施する。

（教授会）

第５条　研究科に研究科教授会（以下「教授会」という。）を置く。

２　教授会は、研究科の教育研究に関する重要事項について審議し、及び基本組織規則又はその他の規則によりその権限に属する事項を行う。ただし、特に第７条の教育会議の所管に属させられた事項を除く。

３　教授会の組織その他必要な事項については、別に定める。

（研究系会議）

第６条　各研究系に研究系会議を置く。

２　研究系会議は研究科の教育研究に関する重要事項のうち、研究系に関する事項について審議し、教授会に諮る原案を議決するものとする。

３　研究系会議の組織その他必要な事項については、別に定める。

（教育会議）

第７条　研究科に、基本組織規則第３０条第２項各号及び第３項に掲げる事項について審議し議決する機関として、研究科教育会議（以下「教育会議」という。）を置く。

２　教育会議は研究科委員会、各専攻に置く専攻会議をもって構成する。

３　研究科委員会の組織及び運営については、別に定める。

４　第１項に定める教育会議の所管事項のうち、専攻会議の審議及び議決をもって教育会議の審議及び議決とする事項については、別に定める。

５　専攻会議の組織及び運営については、別に定める。

（研究科長）

第８条　研究科に、研究科長を置く。研究科長は、研究科に関する校務をつかさどり、その他基本組織規則の定める職務を行う。

２　研究科長の任期は、２年とする。ただし、研究科長が欠けたときの後任の研究科長の任期は、前任者の残任期間とする。

３　前２項のほか、研究科長に関し必要な事項については、別に定める。

（副研究科長）

第９条　研究科に副研究科長３名を置く。副研究科長は研究科長の職務を助ける。

２　副研究科長の任期は、２年とする。ただし、副研究科長が欠けたときの後任の副研究科長の任期は、前任者の残任期間とする。

３　前２項のほか、副研究科長に関し必要な事項については、別に定める。

（研究系長）

第１０条　各研究系に研究系長を置く。研究系長は研究系の校務をつかさどる。

２　研究系長の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き４年を超えて在任することはできない。

３　前２項のほか、研究系長に関し必要な事項については、別に定める。

（専攻長）

第１１条　各専攻に専攻長を置く。専攻長は専攻に関する校務をつかさどる。

２　専攻長の選考方法については、別に定める。

（学術経営委員会）

第１２条　研究科に、研究科学術経営委員会（以下「学術経営委員会」という。）を置く。

２　教授会及び教育会議は、その審議事項の一部を学術経営委員会に委任することができる。

３　学術経営委員会の組織、運営及び前項に定める委任事項については、別に定める。

（事務組織）

第１３条　研究科の事務は、別に定めるところにより、基本組織規則第４５条第３項に規定する共同事務組織によって処理するものとする。

（細則への委任）

第１４条　この規則に定めるもののほか、この規則を実施するために必要な事項については、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成１６年４月１日から施行する。

（経過措置）
2　この規則の施行の際現に研究科長の職にある者は、引き続き研究科長を務めるものとし、その任期は平成１７年３月３１日までとする。
3　第９条に定める副研究科長のうち１名は、平成１６年度評議員予定者をもってあてるものとする。また、その任期は平成１７年３月３１日までとし、任期満了後に１回に限り再任されることができるものとする。
4　第９条に定める副研究科長のうち、前項に定める以外の１名は、この規則の施行後最初に開催される教授会において選出するものとし、その任期は平成１８年３月３１日までとする。

附　則（抄）

１　この規則は、平成１６年６月１８日から施行する。

附　則

この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１８年５月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１８年１０月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２０年７月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）
1　この規則は、平成２１年１２月１日から施行する。
（経過措置）
2　この規則の施行の際、副研究科長のうち、平成２２年４月１日から選任される者については、この規則による改正後の東京大学大学院新領域創成科学研究科組織運営規則第９条第３項の規定にかかわらず、その任期の満了日を平成２３年３月３１日までとする。
3　前項に定める任期の副研究科長の選出に当たっては、平成２２年３月３１日に任期満

了となった副研究科長は、再任されることができる。

4　第２項に定める任期の副研究科長は、前項の規定により再任された者を除き、１回に限り再任されることができる。

附　則

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２３年８月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２３年１２月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２６年６月２６日から施行する。

附　則　（平成２７年３月２６日東大規則第９４号）

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則　（平成２７年３月２６日東大規則第１０３号）

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２７年５月２５日から施行する。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２８年７月１４日から施行する。

附　則

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成３０年１０月１日から施行する。

附　則　（平成３１年３月２２日東大規則第８２号）

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則　（平成３１年３月２９日東大規則第１２０号）

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則　（令和２年９月２４日東大規則第１１号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則　（令和３年３月１８日東大規則第６９号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和３年８月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和４年７月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

別表１　研究系、専攻及び講座

研究系	専攻	講座
基盤科学研究系	物質系専攻(博士後期課程、修士課程)	物性・光科学、新物質・界面科学、マテリアル・機能設計学、多次元計測科学、〇物質科学
	先端エネルギー工学専攻(博士後期課程、修士課程)	エネルギー変換システム、システム電磁エネルギー、プラズマ理工学、核融合エネルギー工学、融合デザイン学、◎宇宙エネルギーシステム、◎先端電気エネルギーシステム、◎深宇宙探査学講座第二、◎核融合エネルギー科学講座第一
	複雑理工学専攻(博士後期課程、修士課程)	複雑系実験、複雑システム、◎計算論的神経科学、◎深宇宙探査学講座第一、◎核融合エネルギー科学講座第二
生命科学研究系	先端生命科学専攻(博士後期課程、修士課程)	構造生命科学、機能生命科学、◎がん先端生命科学、◎応用生物資源学
	メディカル情報生命専攻(博士後期課程、修士課程)	メディカルサイエンス、情報生命科学、イノベーション政策研究、〇分子医療科学、〇細胞情報システム、〇生物機能情報、〇細胞機能情

		報、◎臨床医科学、◎生命機能分子工学、◎がん分子標的治療学、◎分子機能情報学、◎ＲＮＡシステム生物学、◎がんメディカルインフォマティクス、◎ライフサイエンス統合データベース、◎保健医療科学
環境学研究系	自然環境学専攻(博士後期課程、修士課程)	陸域環境学、海洋環境学、○地球環境モデリング学、○環境情報学、○海洋環境動態学、○海洋物質循環学、○海洋生命環境学、◎自然環境循環学、◎地球表層地質環境学
	海洋技術環境学専攻(博士後期課程、修士課程)	海洋利用システム学、海洋環境創成学、○海洋センシング工学、◎海洋研究開発システム
	環境システム学専攻(博士後期課程、修士課程)	地球環境システム学、地域環境システム学、◎循環型社会創成学
	人間環境学専攻(博士後期課程、修士課程)	人間支援環境学、人工環境学、◎人間拡張学
	社会文化環境学専攻(博士後期課程、修士課程)	人文環境学、空間環境学、循環環境学、サステイナビリティ学、○空間情報学
	国際協力学専攻(博士後期課程、修士課程)	制度設計、開発協力、資源環境、○国際日本社会学、○地域間連関・交流学、◎国際環境協力学
(備考)○印を付するものは、協力講座とし、その教員は、大学院の研究科の教育を担当する研究所等の研究部門等の教員をもって充てる。◎印を付するものは、連携講座とし、その教員は連携機関の研究部門等の職員をもって充てる。		

別表１―２　附属施設

生命データサイエンスセンター、サステイナブル社会デザインセンター、フュージョンエネルギー学際研究センター

別表２　メディカル情報生命専攻に設置するコース

医療イノベーションコース

別表３　教育研究部局等

人文社会系研究科、総合文化研究科、理学系研究科、工学系研究科、農学生命科学研究科、薬学系研究科、医科学研究所、東洋文化研究所、社会科学研究所、生産技術研究所、定量生命科学研究所、物性研究所、大気海洋研究所、空間情報科学研究センター、情報基盤センター

別表４　教育研究の協力を受ける学外機関

国立研究開発法人国立がん研究センター、株式会社国際協力銀行、公益財団法人東京都医学総合研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、一般財団法人電力中央研究所、国立研究開発法人国立環境研究所、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構物質構造科学研究所、独立行政法人国際協力機構、国立研究開発法人海洋研究開発機構、公益財団法人がん研究会がん化学療法センター、大学共同利用機関法人自然科学研究機構核融合科学研究所、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構データサイエンス共同利用基盤施設ライフサイエンス統合データベースセンター

沿革

東京大学大学院新領域創成科学研究科組織運営規則

体系情報

□第１編　組織及び運営
　▽第５章　大学院

沿革情報

◆ 平成１６年０４月０１日 役員会議決
◇ 平成１６年０６月１８日
◇ 平成１７年０３月１７日
◇ 平成１８年０３月１７日
◇ 平成１８年０４月２８日
◇ 平成１８年０９月２６日
◇ 平成１９年０３月２２日
◇ 平成２０年０３月２５日
◇ 平成２０年０６月１９日
◇ 平成２１年０３月２６日
◇ 平成２１年１１月２５日
◇ 平成２２年０３月２５日
◇ 平成２３年０３月２８日
◇ 平成２３年０６月２３日
◇ 平成２３年１１月２９日
◇ 平成２６年０６月２６日
◇ 平成２７年０３月２６日
◇ 平成２７年０５月２５日
◇ 平成２８年０３月２３日
◇ 平成２８年０７月１４日
◇ 平成２９年０３月３０日
◇ 平成３０年０３月２０日
◇ 平成３０年０９月２７日

◇ 平成３１年０３月２２日
◇ 平成３１年０３月２９日
◇ 令和０２年０３月２６日
◇ 令和０２年０９月２４日
◇ 令和０３年０３月１８日
◇ 令和０３年０６月２４日
◇ 令和０４年０３月２４日
◇ 令和０４年０６月３０日
◇ 令和０７年０３月２７日
◇ 令和０８年０３月１９日